

## 資源の有効な利用の促進に関する法律（略称：資源有効利用促進法）

（平成 3 年法律第 48 号）（令和 4 年法律第 46 号による改正）

e-Gov（法）：<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=403AC0000000048>

e-Gov（施行令）：[https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=403CO0000000327\\_20230101\\_504CO0000000294](https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=403CO0000000327_20230101_504CO0000000294)（令和 4 年政令第 294 号による改正）

e-Gov（施行規則）：なし

経済産業省 HP：[https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin\\_info/law/02/index.html](https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/law/02/index.html)

経済産業省 HP（パンフレット）：<https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/data/pamphlet/pdf/3r.pdf>

「印刷産業における環境関連法規集（2022 年度版）」p96。

この法律は、事業者に対して、原材料等の使用の合理化、再生品の利用、製品の長期間使用、製品使用後は再利用等を一般的責務として課しています。業態によって事業者を特定省資源事業者、特定再利用事業者、指定省資源化事業者、指定再利用促進事業者、指定表示事業者、指定再資源化事業者、指定副産物事業者と特定して、義務を課しています。印刷業界が関係するのは**指定表示事業者**で、PET 容器及び容器包装を製造している従業員 20 人以上の事業者は表示義務が課せられます。

条項	条文	種類
第 1 条	（目的） この法律は、主要な資源の大部分を輸入に依存している我が国において、近年の国民経済の発展に伴い、資源が大量に使用されていることにより、使用済物品等及び副産物が大量に発生し、その相当部分が廃棄されており、かつ、再生資源及び再生部品の相当部分が利用されずに廃棄されている状況にかんがみ、資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、使用済物品等及び副産物の発生の抑制並びに再生資源及び再生部品の利用の促進に関する所要の措置を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。	目的
第 4 条第 1 項	（事業者等の責務） 工場若しくは事業場（建設工事に係るものを含む。以下同じ。）において事業を行う者及び物品の販売の事業を行う者（以下「事業者」という。）又は建設工事の発注者は、その事業又はその建設工事の発注を行うに際して原材料等の使用の合理化を行うとともに、再生資源及び再生部品を利用するよう努めなければならない。	責務規定
第 4 条第 2 項	<b>事業者</b> 又は建設工事の発注者は、その事業に係る製品が長期間使用されることを促進するよう努めるとともに、その事業に係る製品が一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された後その全部若しくは一部を再生資源若しくは再生部品として利用することを促進し、又はその事業若しくはその建設工事に係る副産物の全部若しくは一部を再生資源として利用することを促進するよう努めなければならない。	責務規定
第 24 条第 1 項	（指定表示事業者の表示の標準となるべき事項） 主務大臣は、指定表示製品 <sup>解釈上の注釈 1</sup> に係る再生資源の利用を促進するため、主務省令 <sup>解釈上の注釈 2</sup> で、指定表示製品ごとに、次に掲げる事項につき表示の標準となるべき事項を定めるものとする。 一 材質又は成分その他の分別回収に関し表示すべき事項	義務 （主務大臣）